

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (")	4
○保安林の指定施業要件の変更 (2件) (治山林道課)	5
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	5
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	5
◎指定構造計算適合性判定機関の指定	6
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	6
○県営土地改良事業の工事の完了 (")	6
○土地改良区営土地改良事業の工事の完了 (")	7
高知県公営企業局訓令	
◎高知県公営企業局建設工事監督規程の一部を改正する訓令	7
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施監査公表	8
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	9

告 示

高知県告示第510号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者、同法第48条第1項第1号の規定による指定介護老人福祉施設及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970104273	株式会社 幸の代	高知市針木本町37-6	平成23年1月1日	デイサービスわがや	高知市針木本町37-6	通所介護 介護予防 通所介護
3970104281	社会福祉法人C I J福祉会	高知市長浜6598番地4	〃	有料老人ホームあったかホーム桂浜	高知市長浜4444番地1	特定施設 入居者生活介護 介護予防 特定施設 入居者生活介護
3970104265	高知医療生活協同組合	高知市口細山206-9	平成23年1月4日	高知生協病院デイサービスせいきょう	高知市口細山206-9	通所介護 介護予防 通所介護
3971000181	〃	〃	平成23年1月17日	生協介護の窓口しまんと	四万十市具同2882-1 四万十診療所内	居宅介護 支援
3970104323	一般社団法人いきいきシルバー会	高知市朝倉己776-1	平成23年2月1日	福祉センターあさくら	高知市朝倉己771-9 解放センター2階	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970104331	社会福祉法人土佐香美福祉会	香美市土佐山田町550番2	〃	ウエルヘルパーしなね訪問介護事業	高知市一宮しなね二丁目17-2	訪問介護 介護予防 訪問介護

				所		
39701 04349	〃	〃	〃	居宅介護 支援事業 所ウエル ケアマネ しなね	〃	居宅介護 支援
39701 04356	株式会社 おてんと さん	高知市種崎488 -2	〃	デイサー ビスおて んとさん	高知市種崎488 -2	通所介護 介護予防 通所介護
39712 00120	株式会社 美空	南国市十市1524 番地2	〃	デイサー ビスみそ ら山田	香美市土佐山田 町秦山町三丁目 16番2	通所介護 介護予防 通所介護
39704 00572	合同会社 しおん	南国市岡豊町笠 ノ川132-23	平成23年2 月20日	デイサー ビスしお ん岡豊	南国市岡豊町笠 ノ川132-1	通所介護 介護予防 通所介護
39601 90407	有限会社 なのはな プラン	高知市介良乙 3137-5	平成23年3 月1日	訪問看護 ステーシ ョンなの 花	高知市介良乙 3137-5	訪問看護 介護予防 訪問看護
39701 04372	株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号	〃	ツクイ神 田	高知市神田1404 -1	通所介護 介護予防 通所介護
39701 04406	株式会社 ニッセイ	高知市介良乙 823-1	〃	レッツ倶 楽部高知 東	高知市介良乙 823-1	通所介護 介護予防 通所介護
39705 00538	株式会社 五和	土佐市高岡町甲 1874番地6	〃	レッツ倶 楽部土佐	土佐市高岡町甲 1874番地6	通所介護 介護予防 通所介護
39701 04398	株式会社 ウイル	高知市南御座7 -16	平成23年3 月3日	ジョイリ ハ高須	高知市高須新町 三丁目1-20 パルグランディ 1階	通所介護 介護予防 通所介護
39701 04414	フレンズ 株式会社	高知市大津甲 588番地1 愛 ランド大津	平成23年4 月1日	居宅介護 支援事業 所ピース	高知市大津甲 588番地1 愛 ランド大津	居宅介護 支援

39701 04430	株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号	〃	ツクイ高 知東雲	高知市東雲町8 -43	通所介護 介護予防 通所介護
39701 04448	社会福祉 法人土佐 香美福祉 会	香美市土佐山田 町550番2	〃	特別養護 老人ホー ムウエル プラザ高 知	高知市一宮しな ね二丁目15番19 号	介護福祉 施設サー ビス
	〃	〃	〃	ウエルシ ョートし なね短期 入所生活 介護事業 所	〃	短期入所 生活介護 介護予防 短期入所 生活介護
39701 04455	〃	〃	〃	ウエルデ イしなね 通所介護 事業所	〃	通所介護 介護予防 通所介護
39701 04463	医療法人 尚賢会	高知市大津乙 2705-1	〃	介護付有 料老人ホ ームはる か	高知市大津乙 2705-1	特定施設 入居者生 活介護 介護予防 特定施設 入居者生 活介護
39703 00269	モノラル 合同会社	安芸郡芸西村西 分甲2647番地4	〃	ヘルパー ステーシ ョンいち ご	安芸市赤野乙91 番地3	訪問介護 介護予防 訪問介護
39701 00199	株式会社 優美	四万十市具同田 黒三丁目8番10 号	〃	居宅介護 支援事業 所優美	四万十市具同田 黒三丁目8番10 号	居宅介護 支援
39701 00207	〃	〃	〃	ヘルパー ステーシ ョンひな げし	四万十市安並 1696-1	訪問介護 介護予防 訪問介護

3970100215	〃	〃	〃	ヘルパー ステーション なでしこ	四万十市有岡 1727-1	訪問介護 介護予防 訪問介護					所ハート ステーション		
3972501146	株式会社 歩	高岡郡中土佐町 上ノ加江2654番 地1	〃	デイサー ビスセン ターゆう	高岡郡中土佐町 上ノ加江2654番 地1	通所介護 介護予防 通所介護					通所介護 セカンド ライフ	高知市一宮中町 二丁目8番40号	通所介護
3970104422	株式会社 ケアウェ イブ	高知市池3224番 地5	平成23年4 月11日	居宅介護 支援事業 所スタイル	高知市池3224番 地5	居宅介護 支援					居宅介護 支援事業 所あさか ぜ	高知市西塚ノ原 131-1	居宅介護 支援
3971100130	合同会社 ケアデザ インオフ イス	南国市堀ノ内 458番地	平成23年4 月20日	でいホー ムつぼみ PLUS	香南市野市町東 佐古918番地1	通所介護 介護予防 通所介護					居宅介護 支援事業 所あおぞ ら	高知市西秦泉寺 257番地6	居宅介護 支援
3970104471	有限会社 ドリーム コア	高知市種崎800 番地	平成23年5 月1日	デイサー ビスパー トナズ みさと	高知市仁井田 731	通所介護 介護予防 通所介護					短期入所 生活介護 事業所光 優	四万十市古津賀 3742番地17	短期入所 生活介護 介護予防 短期入所 生活介護
3970900308	有限会社 ワンカラ	宿毛市港南台二 丁目11-3	〃	デイサー ビスさく らんぼ	宿毛市片島237 -1	通所介護 介護予防 通所介護					居宅介護 支援事業 所こはる	高知市大津甲 141番地1	居宅介護 支援
3971200138	かみ介護 サービス 株式会社	香美市土佐山田 町旭町四丁目2 -6	〃	居宅介護 支援事業 所あさひ	香美市土佐山田 町旭町四丁目2 -6	居宅介護 支援					デイサー ビスセン ターこは る	〃	通所介護 介護予防 通所介護
3970104489	山本 紀 子	高知市神田840 -1 西山ビル 1階	平成23年5 月9日	ワントー 薬局	高知市神田840 -1 西山ビル 1階	居宅療養 管理指導 介護予防 居宅療養 管理指導					デイサー ビス太陽 の家株式 会社	南国市岡豊町小 蓮1239番地4	通所介護
3970104497	高知県高 齢者福祉 生活協同 組合	高知市河ノ瀬町 30-1 サンア ースビル2階北	平成23年5 月23日	しばてん ハウス朝 倉	高知市大谷公園 町20-1 エス コートいさむ2	通所介護 介護予防 通所介護					デイサー ビス福祉 センター あさくら	高知市朝倉己 776-1 いき いきの里1階	通所介護 介護予防 通所介護
3970104505	有限会社 あゆみ	高知市種崎728 番地10	平成23年6 月1日	居宅介護 支援事業	高知市種崎728 番地2	居宅介護 支援					ヒューマ ンケア・	安芸市本町三丁 目12-21	訪問介護
3970104513	株式会社 セカンド ライフ	高知市一宮中町 二丁目8番40号	〃										
3970104547	株式会社 三葉	高知市西塚ノ原 131-1	〃										
3970104554	有限会社 ほうじゅ	高知市西秦泉寺 257番地6	〃										
3971000223	社会福祉 法人黒潮 福祉会	四万十市古津賀 3742番地17	〃										
3970104521	合同会社 ゆいまー る	高知市大津甲 141番地1	平成23年6 月2日										
3970104539	〃	〃	〃										
3970400580	デイサー ビス太陽 の家株式 会社	南国市岡豊町小 蓮1239番地4	平成23年6 月3日										
3970104596	一般社団 法人いき いきシル バー会	高知市朝倉己 776-1	平成23年6 月14日										
3970300277	特定非営 利活動法	安芸市本町三丁 目12-21	平成23年6 月15日										

	人土佐の太平洋高気圧			安芸		
3972300127	社会福祉法人厚敬会	土佐郡土佐町田井1377-29	〃	居宅介護支援事業所常盤	土佐郡土佐町田井1377-29	居宅介護支援
3970104562	株式会社真	吾川郡いの町柳町52番地	平成23年6月19日	ヘルパーステーション一期一会	高知市神田412-2-4	訪問介護介護予防訪問介護

高知県告示第511号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3972500494	社会福祉法人かど福祉会	高岡郡中土佐町上ノ加江小湊277番地10	平成23年2月28日	ホームヘルパーステーション渚	高岡郡中土佐町上ノ加江小湊277番地10	訪問介護介護予防訪問介護
3970200055	医療法人長康会	室戸市元甲435番地6	平成23年3月31日	ヘルパーステーションつどい	室戸市元甲422番地1	訪問介護介護予防訪問介護
3971000116	有限会社沙羅	四万十市中村京町一丁目12番地1	〃	ヘルパーステーション沙羅	四万十市有岡1727-1	訪問介護介護予防訪問介護
3971000165	〃	〃	〃	ヘルパーステーションひなげし	四万十市安並1696-1	訪問介護介護予防訪問介護
3972600211	社会福祉法人黒潮福祉会	四万十市古津賀3742番地17	〃	居宅介護支援事業所かしま	幡多郡黒潮町佐賀3177	居宅介護支援

3971000108	有限会社沙羅	四万十市中村京町一丁目12番地1	平成23年4月30日	居宅介護支援事業所沙羅	四万十市中村京町一丁目12番地1	居宅介護支援
3971000132	株式会社C I J ウェーブ	四万十市具同田黒三丁目8番10号	〃	居宅介護支援事業所あかね	四万十市具同田黒三丁目8番10号	居宅介護支援
3970103796	訪問介護センターちか株式会社	高知市布師田2674番地1	平成23年5月31日	訪問介護センターちか株式会社	高知市布師田2674番地1	訪問介護介護予防訪問介護
3971000124	社会福祉法人南海福祉会	高知市布師田字宮ノ辺1362	〃	南海福祉会訪問介護事業所ドリーマー	四万十市中村一条通一丁目53宮下ビル2F	訪問介護介護予防訪問介護
	〃	〃	〃	南海福祉会居宅介護支援事業所ドリーマー	〃	居宅介護支援
3970102400	株式会社プラットホーム房	高知市鴨部1038番地11	平成23年6月30日	通所介護プラットホーム房	高知市鴨部1038番地11	通所介護介護予防通所介護
	〃	〃	〃	居宅介護支援事業所房	〃	居宅介護支援
3970103374	〃	〃	〃	デイサービスつむぐ	高知市福井町1589-3	通所介護介護予防通所介護
	〃	〃	〃	居宅介護支援事業所紡	〃	居宅介護支援

高知県告示第512号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土佐市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土佐市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
航行の目標の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第513号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
越知町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
越知町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第514号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件

◎区画漁業権（1件）

1 公示番号 区第3,201号（第一種（くろまぐろ）楠浦）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町楠浦立落地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町楠浦双ツ濬岡小型定置漁場基点

基点乙 幡多郡大月町楠浦ゆるぎ濬小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に141度21分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に112度57分の線と乙から甲を見通した線から右に55度10分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に53度32分の線と乙から甲を見通した線から右に113度31分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に20度1分の線と乙から甲を見通した線から右に148度5分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 < 1月1日から12月31日まで

ろまぐろ小割り式養

殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町楠浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第2 免許予定日

平成23年11月8日

第3 漁業権の免許申請期間

平成23年8月25日から同年9月14日まで

第4 漁業権の存続期間

免許の日から平成25年8月31日まで

（この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年8月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 高知南環状

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町字大中 ズカ4424番1から 吾川郡いの町字ウヅ ノ西4349番1まで	前	5.6 } 23.9	60
	後	19.9 } 90.8	60

高知県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年8月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 興津窪川

3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町興津 字神子谷山2486番26	前	10.6 〃 21.6	100
	後	18.6 〃 56.0	100

高知県告示第517号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿二丁目1番2号 白鳥ビル2階
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - 株式会社建築構造センター本社
東京都新宿区新宿二丁目1番2号 白鳥ビル2階
 - 株式会社建築構造センター池袋事務所
東京都豊島区西池袋五丁目1番6号 第2矢鳥ビル5階B
 - 株式会社建築構造センター東北事務所
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ4階
 - 株式会社建築構造センター福島事務所
福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
 - 株式会社建築構造センター神奈川事務所
神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号 日総第5ビル3階
 - 株式会社建築構造センター愛知事務所
愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号 名興中駒ビル9階
 - 株式会社建築構造センター山陰事務所
島根県松江市中原町6番地
 - 株式会社建築構造センター長崎事務所
長崎県長崎市万才町6番33号 高木ビル501号
 - 株式会社建築構造センター宮崎事務所
宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階
 - 株式会社建築構造センター南九州事務所
鹿児島県鹿児島市中央町9番10号 創夢第一ビル4階
 - 株式会社建築構造センター沖縄事務所

- 沖縄県浦添市字城間3019番地 座波建設ビル308号室
- 構造計算適合性判定の業務の開始年月日
平成23年9月1日
 - 指定年月日
平成23年7月22日
 - 指定の有効期間
平成23年7月22日から5年間

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、土佐山田町林田・山田島土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	島村 三省	香美郡土佐山田町東本町五丁目 3-19
〃	宮本 耕一	〃 〃 林田 504-1
〃	島村 眞一	〃 〃 〃 347
〃	竹島 益洋	〃 〃 山田島 89-2
〃	尾立 康二	〃 〃 〃 40
監事	上村 敬介	〃 〃 林田 407
〃	尾立 英也	〃 〃 山田島 82
(就任)		
理事	島村 三省	香美市土佐山田町東本町五丁目 3-19
〃	宮本 耕一	〃 〃 林田 504-1
〃	岩井紀代子	〃 〃 〃 516
〃	藤本 正	〃 〃 山田島 117
〃	尾立 康二	〃 〃 〃 40
監事	上村 敬介	〃 〃 林田 407
〃	尾立 英也	〃 〃 山田島 82

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市大津田辺島丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	柳沢 義孝	高知市大津 乙2202-2
〃	西川 輝	〃 〃 乙2284-2
〃	山本 達雄	〃 〃 乙2242
〃	大崎 昭雄	〃 〃 乙2050-1

〃	隅田 興宣	〃 〃 乙2353-1
〃	徳弘 況和	〃 〃 乙2330
〃	高橋 正治	〃 高須新木 3-32
〃	小松 幸雄	〃 高須新町 2-1-23
〃	田所 満穂	〃 高須本町 4-28-2
監事	徳弘 淳志	〃 大津 乙2282
〃	徳弘 典子	〃 〃 乙2076-1
(就任)		
理事	西川 輝	高知市大津 乙2284-2
〃	下村 靖	〃 〃 乙2368-2
〃	山本 達雄	〃 〃 乙2242
〃	山崎 豊一	〃 〃 乙2199-2
〃	大崎 昭雄	〃 〃 乙2050-1
〃	西川 正晃	〃 〃 乙2332
〃	高橋 正治	〃 高須新木 3-32
〃	小松 幸雄	〃 高須新町 2-1-23
〃	田所 満穂	〃 高須本町 4-28-2
監事	坂本 賢一	〃 大津 乙2203
〃	徳弘 眞士	〃 〃 乙2233-1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。
平成23年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

- (1) 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業(区画整理)
- (2) 地区名
唐浜2期地区
- (3) 工事完了年月日
平成20年2月13日
- (1) 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業(用水路)
- (2) 地区名
唐浜地区
- (3) 工事完了年月日
平成20年3月31日
- (1) 土地改良事業の名称
経営体育成基盤整備事業(農道)
- (2) 地区名
唐浜地区
- (3) 工事完了年月日
平成19年3月20日
- (1) 土地改良事業の名称
田園空間整備事業(区画整理)

(2) 地区名 中芸東部地区	(3) 工事完了年月日 平成21年10月27日
5 (1) 土地改良事業の名称 田園空間整備事業(農道整備)	(2) 地区名 中芸東部地区
(3) 工事完了年月日 平成21年2月2日	6 (1) 土地改良事業の名称 田園空間整備事業(用排水路)
(2) 地区名 中芸東部地区	(3) 工事完了年月日 平成20年9月16日
7 (1) 土地改良事業の名称 ため池等整備事業(ため池整備工事(一般))	(2) 地区名 西地地区
(3) 工事完了年月日 平成23年3月31日	8 (1) 土地改良事業の名称 田園交流基盤整備事業
(2) 地区名 誠和地区	(3) 工事完了年月日 平成23年3月18日
9 (1) 土地改良事業の名称 ため池等整備事業	(2) 地区名 弓場地区
(3) 工事完了年月日 平成23年2月8日	
~~~~~	
土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、土地改良区当土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。 平成23年8月5日 高知県知事 尾崎 正直	
1 事業主体名 須崎市吾桑為貞土地改良区	
2 事業名 須崎市吾桑為貞地区土地改良事業(区画整理)	

3 工事完了年月日 昭和61年11月4日	----- 公 営 企 業 局 訓 令 -----
<b>高知県公営企業局訓令第6号</b>	
高知県公営企業局建設工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成23年8月5日	本 庁 各事業所
<b>高知県公営企業局長 安岡 俊作</b>	
<b>高知県公営企業局建設工事監督規程の一部を改正する訓令</b>	
高知県公営企業局建設工事監督規程(平成18年4月高知県企業局訓令第1号)の一部を次のように改正する。	
第2条第3項中「前2項の監督職員として、」を「監督職員として、高知県公営企業局長が」に改める。	
第5条第1号中「契約書、」を「契約書、設計図書(」に改め、「仕様書(」を削り、「を含む」を「含む。以下同じ」に、「高知県が別に定める高知県建設工事技術管理要綱(第10条第2号において「技術管理要綱」という。)等」を「高知県知事が定める工事監督技術基準等」に、「巡視等をし」を「巡視及び受注者からの履行報告等により」に改め、同条第2号中「請負者」を「受注者」に、「完全な」を「十分な」に改め、「指導、指示等」を削る。	
第6条第2項中「請負者」を「受注者」に改め、同項第1号中「、仕様書」を削り、同項第3号中「必要があると」を「必要であると」に改める。	
第7条第1項中「により工事検査」を「による工事検査」に改める。	
第9条中「、事項等」を「その他必要な事項」に改める。	
第10条中「監督職員」を「専任監督員、主任監督員及び工事監督職員(以下「工事監督職員等」という。)」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。	
(2) 高知県知事が定める工事監督技術基準	
(3) 工事日誌	
第10条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「請負者」を「受注者」に改め、同号を同条第5号とする。	
第11条第2項中「前条の」を「前条各号に掲げる」に改める。	
第12条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「請負者」を「受注者」に、「資料とするとともに、総括監督員にその内容を報告しなければ」を「資料としなければ」に改める。	
第13条中「第10条の」を「第10条各号に掲げる」に改め、「、監督職員は」を削り、「請負者に対し指導しなければ」を「受注	

者に対し適切な措置をとらなければ」に改める。

第14条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「請負者」を「受注者」に改める。

第15条中「請負者の施工する測量、丁張、床掘、基礎、型枠、諸工作物等の各段階において、」を「設計図書等に基づき、適切な時期に」に改め、同条ただし書中「確認できる」を「確認することができる」に改める。

第16条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「設計書、仕様書等」を「設計図書」に、「請負者」を「速やかに総括監督員の指示を受け、受注者」に、「完全な」を「設計図書を満たす十分な」に改め、同条ただし書中「総括監督員」を「所属長(第2条第1項の電気工水課の長又は同条第2項の事業所の長をいう。以下同じ。)」に改める。

第17条第1項中「必要と」を「必要であると」に、「請負者に」を「受注者に対し」に改め、同条第2項中「明視できない」を「明視することができない」に改め、同項ただし書中「確認できる」を「確認することができる」に改める。

第18条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「請負者」を「受注者」に、「及び前条第2項に規定する」を「又は前条の規定による」に、「及び確認」を「又は確認」に、「が確認できない」を「を確認することができない」に、「得た上で」を「得た上で、総括監督員の指示を受け」に改め、同条ただし書中「総括監督員の指示」を「所属長の承認」に改める。

第20条中「工事監督職員は、次に掲げる」を「工事監督職員等は、次の各号に掲げるいずれかの」に、「請負者」を「受注者」に、「受けたときは、」を「受けたときは、速やかに」に、「適切な措置をとらなければ」を「適切に措置しなければ」に改め、同条第1号中「設計書」を「設計図書」に改め、同条第2号中「設計書又は仕様書」を「設計図書」に改め、同条第3号中「明視できない」を「明視することができない」に改め、同条第4号中「設計書及び仕様書」を「設計図書」に改める。

第21条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「受けなければ」を「受け、適切に措置しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第22条第1項中「監督職員は」を「工事監督職員等は」に、「請負者」を「受注者」に改め、「、監督職員(総括監督員を除く。)」は「を削り、同条第2項中「監督職員」を「工事監督職員等」に、「請負者」を「受注者」に、「調査をし」を「速やかに調査して」に改める。

第23条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、不適当であると認めるときは、速やかに必要な指導を行い、総括監督員に報告し、その指示を受け、

適切に措置しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第24条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第25条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「請負者」を「受注者」に、「調査し」を「調査して」に、「報告しなければ」を「報告し、その指示を受け、適切に措置しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第26条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「請負者」を「受注者」に、「調査し」を「調査して」に、「報告しなければ」を「報告し、その指示を受け、適切に措置しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第27条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「請負者」を「受注者」に改める。

第28条第1項中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「引渡し前」を「引渡前」に、「その他工事の」を「、工事の」に、「調査をし」を「調査して」に、「受けなければ」を「受け、適切に措置しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第28条第2項中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「調査をし」を「調査して」に、「報告しなければ」を「報告し、その指示を受け、適切に措置しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第30条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「請負者」を「受注者」に改める。

第31条第1項中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「設計書及び仕様書」を「設計図書等」に改め、同条第2項中「工事監督職員は、前項の」を「工事監督職員等は、前項の規定による」に、「不完全であると」を「不十分であると」に、「請負者に対して」を「総括監督員の指示を受け、受注者に対し」に、「その他必要な措置（次項において「修補等の措置」を「、手直し等（以下「修補等」に改め、同項ただし書中「総括監督員の指示」を「所属長の承認」に改め、同条第3項中「総括監督員の指示」を「所属長の承認」に改める。

第32条中「受けたときは」を「受けたときは、あらかじめ所属

長の承認を受け」に、「修補、改造、手直し等（以下この条において「手直し等」という。）」を「修補等の必要性」に、「手直し等の工事」を「修補等」に、「、契約書及びこの規程の規定に基づき」を「適切に」に改める。

第33条第1項中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に改める。

第34条中「高知県が別に」を「高知県知事が」に改める。

第35条中「当初の契約金額が250万円を超えない別に」を「高知県知事が」に改める。

第36条中「に関し」を「に関し高知県公営企業局長が」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年8月5日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第18号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条（同規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成23年8月5日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

技能検定員審査等に関する規則（以下「規則」という。）第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

平成23年9月15日（木）及び16日（金）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地  
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な自動車の運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
自動車運転技能に関する観察及び採点の技能	自動車運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であ



		ること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
------	------	-------

大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種	旅客自動車運送事業及び自動車運転	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験によ

免許等の技能教習に関する知識	代行業に関する法令についての知識	り行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
----------------	------------------	--------------------------------------------------------------------

- (3) 審査手数料の額
- ア 技能検定員（大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円）
  - イ 教習指導員（大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円）
- 4 その他
- 詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

-----  
**監 査 公 表**  
 -----

監査公表第8号

平成23年8月5日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

23高行管第86号  
 平成23年6月23日

高知県監査委員 様

高知県知事

平成22年度行政監査結果に対する措置について（通知）

平成23年2月21日付け22高監報第15号で報告のありました、平成22年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じました。

記

第1 監査結果

1 火災・地震保険

(1) 保険内容の見直し等について

保険の対象、共済責任額（保険金額）について、時価額の低いものや現在利用していない施設については、時価額と保険料のバランスや過去の被災事例も考慮して、保険の対象とする必要性や共済責任額（保険金額）の妥当性を判

断するよう検討を求める。

(2) 措置の内容（管財課）

時価額が加入基準額を下回っているにもかかわらず加入しているものがあるとの指摘を踏まえて、平成23年度共済対象調査について各課照会の際、要領の基準の再確認を求めました。基準額を下回る物件でも、所管部局で必要と認める場合は加入できることとなっており、加入物件が主たる建物に付属していることなどから引き続き加入対象とする物件も多くありましたが、今後とも基準内容に留意するよう指導していくこととします。

2 航空機保険

(1) 保険の目的、対象、金額の設定等について

類似活動を行っている事業者や他県の補償内容等も調査のうえ適切な賠償責任額の設定について検討を求める。

(2) 保険内容の見直し等について

県職員が補償対象となっている部分があり、公務活動における保険のあり方について検討するとともに、地方公務員災害補償制度との関係についても整理するよう求める。

(3) 措置の内容（消防政策課）

機体や第三者・乗客包括賠償額は、他県と比較しても高額ではないことから現行で実施したいと考えています。また、県職員が補償対象となっていることについては、地方公務員災害補償制度はありますが、地上職と違い職務の危険度から必要性の高い補償であり、補償額も他県と比較しても高い額となっています。こうしたことから、今後は、他県の動向も見ながら必要があれば見直しも検討していきたいと考えています。

3 船舶に対する保険（船舶保険）

(1) 保険の目的、対象、金額の設定等について（清掃船・作業船）

それぞれ想定されるリスクに応じた保険金額となっているか検討を求める。

(2) 保険の相手方の選定について（競争性の確保）（清掃船）

競争性の働かない共同保険とする必要性は乏しいと思われる。清掃船においても競争性が働くよう検討を求める。

(3) 保険内容の見直し等について（旅客船兼自動車航送船）

船種の変更を行えば保険料が安価となる可能性が見込まれるため、保険内容の検討を求める。

(4) 措置の内容（管財課）

作業船については、指摘内容を踏まえて所管課と協議した結果、次回契約更新時に、再調達価額としていた保険金額は船齢に応じた金額とし、船主責任保険の金額はダム湖でのボートを利用した釣り人との事故等が懸念されるため

引き続き1億円とする予定です。

清掃船については、平成23年4月保険契約更新時、指摘内容を踏まえて保険内容を見直しました（保険金額を船齢に応じた時価額に変更。船主責任保険を追加）。また、共同保険契約のため1社見積もりとなっていた契約方法を改め、複数者から見積書を徴収しました。なお、第5種（修繕が保険対象）から第2種（修繕が対象外）への変更について所管課と検討した結果、清掃作業の性格上、水深の浅い狭いところで操船することが多く、修繕事故の可能性が高いとの指摘があったため第5種を継続することとしました。

旅客船兼自動車航送船は、指摘内容どおり、船種を「旅客船兼自動車航送船」から「旅客船」に変更する予定です。

4 自動車等の保険（自動車損害賠償責任保険を除く）

(1) 保険の目的、対象、金額の設定等について

平成22年度の契約では、5台の自動車等の無保険車傷害保険、自損事故保険、搭乗者傷害保険について、それらを包含する人身傷害保険とすることで、当該保険金額の統一を図っていたが、それら以外の自動車等との保険金額においては差が認められるため、それぞれが適切な契約内容であることを説明できるよう、基礎となる考え方や基準を明確にすることについて検討を求める。

(2) 措置の内容（総務事務センター）

指摘のあった5台の自動車は、職員以外の県民が搭乗することが多い自動車であり、かつ、その形状等はバス・起震車等の大型の自動車です。自動車の使用形態、形状を勘案し、職員のみが主に使用する自動車と、職員以外の県民も搭乗する自動車（なお、これらの自動車は大型の自動車です。）の補償内容を別にしています。

このため、事故時の搭乗者への補償のために人身傷害保険を設定しており、また、相手方への補償の上乗せを行っています。

また、特に市町村等に貸し出す機会が多い起震車については、運行委託はしておらず、大型車両の運転に不慣れた市町村職員等が運転することが多いことから、車両保険を掛けています。

5 傷害保険

(1) 保険内容の見直し等について

医療業務課の傷害保険は、県職員が補償対象となっている部分があり、公務活動における保険のあり方について検討するとともに、地方公務員災害補償制度との関係についても整理するよう求める。

(2) 措置の内容（医療政策・医師確保課）

地方公務員の公務上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）

に対する補償については、地方公務員災害補償法で規定されており、当該保険が対象とするDMAT（災害派遣医療チーム）としての派遣も公務活動であることから、一義的には同法による補償の適用を受けますが、通常の勤務場所とは違う被災地域で人命に関わる業務を行う特殊性から、当該保険で含まれる地方公務員災害補償法に基づく補償では対象とならない内容（賠償責任保険、携行品補償）の補償が必要だと考えています。

なお、補償の範囲及び内容を県と保険会社とで確認のうえ補償することとされているため、県職員に対する二重補償はありません。

第2 意見

1 保険契約については、定価という概念がなく、想定するリスクや保険料率、特約の内容などにより各社の保険料が設定される。契約にあたっては、金額を問わず、競争性の確保を基本に仕様書を作成し、より多くの業者が参加できるように取り組むことを求める。

(措置の内容)

競争入札に適さない保険以外は、競争性を確保するため仕様書を作成し必要な補償を商品化している保険会社を対象に、一般競争入札、指名競争入札、競争見積もりを実施しています。また、県が希望する補償に該当する保険商品を取り扱っている保険会社が1社のみで単独随意契約している場合も、新たに保険商品が設けられることも考えられるため、動向に留意していきます。

2 各所属が、それぞれに人や物に保険を設定しているが、その補償内容や保険金額は様々であるため、県として一定の考え方や基準などを定めるべきである。

(措置の内容)

保険の加入が必要な事業は多種多様であり、それぞれの事業内容やリスクに応じて、同種の契約を行っている国や他県と比較するなどし、どういう補償内容とするかを検討のうえ適切な契約をしていきたいと考えています。

3 長年にわたり保険契約を継続しているものについては、漫然と継続することなく、契約方法、保険の対象、補償内容及び特約事項などが適切に設定されているか比較検討を行い、より有利なものとなるよう検討を求める。

(措置の内容)

管財課で契約している船舶保険について、保険金額を再取得額としたものが多くありましたが、漁船保険と同様に船齢を考慮した時価額とするように改めます。また、共同保険契約としていた船舶保険について検討し、共同保険とする必要性が乏しいと判断し、複数の保険会社から見積書を徴収した結果、費用面で有利な契約とすることとしました。

県が希望する補償に該当する保険商品を取り扱っている保

険会社は1社のみとなっている場合についても、保険商品が新たに設けられることも考えられるため、その動向に留意していきます。

補償内容等については、保険商品の動向や他県の契約状況等も調査し、比較検討のうえ保険契約内容の適宜見直し等に努めていきます。

4 自動車保険の例にみられるように、事故を減らし補償金額を抑えることが保険料の低減に貢献するものもあることから、事故の発生を未然に防ぐ取組みをより一層進めるよう期待する。

(措置の内容)

自動車保険については、今回の監査でも言及されましたが、保険会社の協力を得て、職員の運転データや過去の事故事例の分析を行い、分析結果や事故防止のポイントなど実際の運転事例のデータを使用した講習会を6月に実施します。

漁船保険においても、運行管理にあたって有資格者である航海士の配置基準の1名を2名に増員し、事故防止に努めています。

また今後とも、現場活動における安全管理や、職員の資質向上等を図るための訓練や研修、職場での事故事例の協議を行うなどして事故発生原因の解消や事故減少に努めてまいります。

23高教政第426号  
平成23年6月16日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

平成22年度行政監査結果に対する措置について

平成23年2月21日付け22高監報第15号で報告のありました行政監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

契約担当所属名：スポーツ健康教育課

保険の名称：都道府県立学校管理者賠償責任保険

(監査結果)

施設賠償責任保険については、てん補限度額により4つのタイプが設けられているが、契約更新にあたっては特に検討しないまま継続している。

学校管理下での災害やその損害賠償額の全国的な事例及び他県の契約の状況なども一定調査のうえ、適切なてん補限度額について検討を求める。

(措置状況)

- 施設賠償責任保険の契約内容について、他県の加入状況は、中国・四国・九州地区16県の内半数の8県が本県と同内容（1名当たり上限3,000万円）に加入、3県が（1名当た

り上限5,000万円）に加入、1県が（1名当たり上限1億円）に加入しており、未加入は4県である。

- 本県における、学校管理下の事故等で県に損害賠償責任が発生した事例は、過去20年間で2件。てん補額はいずれも契約の範囲内で収まっている。

- 契約内容を変更するためには、掛金の増額が必要となる。（1億円に変更する場合、1.4倍の掛金の増）

以上の内容を鑑み、本県の加入内容は妥当であると考えられます。

なお、今後も状況を見極めつつ検討していきます。

契約担当所属名：高知海洋高等学校（所管課：高等学校課）

保険の名称：普通傷害保険

(監査結果)

保険料558,800円と、単独で随意契約が可能な額である30万円を超えていたが、理由を付して単独見積りで契約していた。しかし、その理由が不適切であり、本来なら複数見積りとすべきであった。（平成22年度は複数見積りによる随意契約実施。）

災害共済給付と重複している部分等を整理し、現在の保険内容の必要性について検討を求める。

(措置状況)

- 平成23年度は、現行のとおり傷害総合保険（以下「任意保険」という。）に加入していきたい。

- 平成24年度予算において、死亡等に対する損害賠償額の県費負担と保険料の負担との均衡について財政課と協議していきたい。

[検証内容と結論]

「当該任意保険」と「災害共済給付」との重複について検証するためには、「都道府県立学校管理者責任保険制度」との重複も考慮する必要があるため、それぞれの制度による給付に対して検証を行った。

※ 「都道府県立学校管理者責任保険制度」

都道府県立学校の施設整備の不備または管理上の瑕疵による事故及び教育活動実施中の事故等に起因する損害賠償金等の財政負担をてん補する制度。（船の所有、使用または管理によって生じた事故については、船が水産学校などの施設内にある岸壁に繋留中の場合には、「管理者賠償責任保険制度」の対象となる。）

1. 負傷に対する給付

災害共済給付は、基本として医療保険並の療養に要する費用の額の10分の4となっている。

任意保険は、入院、通院費用として、付き添い費用や差額室料等の医療点数にカウントされない費用まで給付されることになっている。

このことは、監査結果において、実習等の授業中は通常の

授業と異なり負傷するリスクが相当高いことから加入保険は適切とされている。

- 死亡、後遺障害に対する給付 例) 損害賠償額 1人5,000万円

	(1) 任意保険未加入 船舶運航中でない場合	(2) 任意保険加入 船舶運航中でない場合	(3) 任意保険未加入 船舶運航中の場合	(4) 任意保険加入 船舶運航中の場合
①災害共済給付金	2,800万円	2,800万円	2,800万円	2,800万円
②管理者賠償責任保険制度	2,000万円	1,700万円	0円	0円
③任意保険	未加入	300万円	未加入	300万円
④ 県(免責)	200万円	200万円	2,200万円	1,900万円

- 船舶運行中でない事故の場合の(1)(2)では、任意保険からの支払い分は管理者賠償責任保険制度の支払額の減となり、県の負担額は変わらないので、任意保険と管理者賠償責任保険制度とは重複することになる。

- (特に事故発生の可能性の高い)船舶運航中の事故の場合(3)(4)では、任意保険に加入していることで、県の負担額を一人当たり300万円減らすことができる。従って、任意保険と災害共済給付及び管理者賠償責任保険制度との間に重複はない。

3. 保険料の違いについて

入院(4,500円)、通院(3,000円)の給付を同程度とし、死亡後遺症給付の有無で保険料の見積(生徒40人)を比較したところ、

- 死亡後遺障害対応 504,800円(死亡後遺障害300万円)
- 死亡後遺障害なし 339,200円



両者の保険料差額は105,600円（1人当たり2,640円）となる。

#### 4. 結論

船舶運航中の事故においては、任意保険と災害共済給付、及び管理者賠償責任保険制度はそれぞれ重複とはなっていない。また、保険料については、死亡後遺障害対応有無の差額は1人当たり2,640円であり（300万円の給付）、過度な負担とはなっていない。

以上のことから、傷害総合保険（任意保険）への加入は、保険の主旨である万が一の場合の被害者の速やかな救済や、県の財政負担のてん補などの目的に合致していると考えています。

会計発第157号

平成23年6月28日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

平成22年度行政監査結果に基づく措置について（通知）

平成23年2月21日付け22高監報第15号で報告のありましたみだしのことにつきましては、別添のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

別添

#### 1 航空機保険の目的、対象、金額の設定等について

##### ○ 監査結果

類似活動を行っている事業者や他県の補償内容等も調査のうえ適切な賠償責任額の設定について検討を求める。

##### ○ 措置の内容

全国警察における航空保険への加入状況について調査を行うとともに、実際の事故における損害賠償補償額を踏まえて検討を行った結果、第三者損害賠償責任保険の補償額について見直すこととし、平成23年度については、これまでの5億円から15億円に補償額を見直して契約を行った。

また、搭乗者傷害保険については、新型機の導入により活動範囲が広がることに加え、要救助者や医師のほか付添者等の第三者の搭乗頻度が高くなることが予想されることから、万が一の補償を充実させるため、死亡補償を3千万円（＋1千万円）、医療補償については2万円（＋5千円）とそれぞれ補償額を見直して契約を行った。

#### 2 保険内容の見直し等について

##### ○ 監査結果

県職員が補償対象となっている部分があり、公務活動における保険のあり方について検討するとともに、地方公務員災害補償制度との関係についても整理するよう求める。

##### ○ 措置の内容

搭乗者傷害保険については、上記1のとおり補償額を見直すとともに、あわせて保険対象者についても見直しを行い、これまで「全搭乗者」としていた被保険者を「操縦士・従業員以外」に設定し、地方公務員災害補償制度の適用となる警察職員以外の者に限定した。